

〈書評〉

網谷杜介著

『共和制の理念』

イマヌエル・カントと一八世紀末プロイセンの「理論と実践」論争』

(法政大学出版局、2018年)

小谷 英生

本書の目的は「非政治的な哲学者カント」という一般的評価を覆し、晩期カントの政治理論が持っていた政治性を明らかにすることである。ここで言われる政治性とは、カントの議論が非現実的な希望などではなく、「現実を変革する用意」(6頁)を含んだものであったことを意味する。著者によれば、「非政治的な哲学者カント」という批判を行ったレイモンド・ゴイスなどが言うように〈まず規範理論を打ち立て、その後に規範の実現方法を考える〉といった二段階的枠組みをカントは採用しなかった。そうではなく、〈規範理論をしかるべき形で公表すること〉それ自体がすなわち〈規範の実現方法〉に含まれるのである。この点でカントのテキストは十分政治的であったと著者は考えている。

それではカントの政治理論が政治的であったとはどういうことか。それは(1)カントの理論が実現可能性を内包したものであったこと、(2)政治理論を公表するという行為そのものが政治的行為であったことを意味している。とりわけ(2)に関して、著者はポーコックとスキナーの政治思想史研究の手法を参照しつつ、カントのテキストを一種の言語行為とみなす。そして『ベルリン月報』を中心とした啓蒙の言説空間が、言論が統治に大きな影響を及ぼしうる政治的空間であったことに着目し、カントの「理論では正しいかもしれないが実践の役には立たない」という俗言について論文(以下「俗言」)を政治的な言語行為だと捉え返すのである。

著者は「非政治的な哲学者カント」という一般的イメージを二重の意味で問題だと考えている。第一に、それは端的に誤解である。重要なのは「カントの政治的なテキストに含まれている理念的な構想を、現実化されることが真剣に望まれた構想として受け止め、そしてカント自身がそれを現実化するために示している様々な戦略を読み解くこと」(11頁)だからである。

しかし第二に、こうした歴史的探究だけでは、「非政治的な哲学者カント」という一般的イメージを実りある形で覆すことはできない。というのもこのイメージはすでに長い伝統となっており、しかも多くの先行研究が一定の成果を挙げているからである。この問題があるために、カントの政治哲学研究は歴史研究で終わってはならない。重要なのは現代においてもなお、〈政治的な著作として読まれなければならない〉点を論証することである。これを著者は、カントのテキストを「政治的な範例の一つ」(12頁)として受け止める必要がある、と表現している。政治理論の提示そのものが一つの優れた政治行為でありうるための条件を、まさにカントの中に見出すべきだというわけである。すなわちカントを「政治的な範例の一つ」とみなすことによって「現代の政治理論が自らに向けられた非政治的だという非難によりよく応答し、現実の政治に関する判断や批判的介入、変革がいかにして可能なのかを再考するための、手がかりや示唆を提供することが目指される」(同)。

以上の意図を念頭に、本論をみていこう。些か議論が圧縮されすぎているきらいがあるものの、

全体的に緻密な論証がなされている。ここではごく手短な要約に留まることをご容赦いただきたい。また、あらぬ誤解を避けるために付言しておくが、カントの政治性を探究する筆者の主張は、カントの議論が個人的・党派的な意見であったことを暴露しようという点にあるのではない(まったくもってその反対である)。著者が一貫して強調しているのは、カントが政治哲学においても批判を経た理性に基づいて提示されたアприオリな義務に則る統治を主張していたこと、言い換えれば純粹理性という不偏不党の立場からいかなる国家運営がなされるべきかを模索していたことである。

まず本書の構成であるが、第一章で同時代的文脈が確認された後で、第二章以降はカントの『人倫の形而上学法論』(以下『法論』)の内在的な研究が続く。第二章では法と自由の概念が、第三章では自然状態から国家状態への移行の論理が、第四章では共和制概念がそれぞれ分析される。以上三つの章でカントの政治理論の骨子が明らかにされ、第五章・第六章では再び同時代的文脈の中でカント政治理論の政治性が示されている。

第一章で考察されるのは、フリードリヒ二世の法典編纂事業およびフランス革命を背景として「俗言」第二論文が持った政治的意味である。歴史的な文脈としては(1)とりわけフランス革命勃発以後、『ベルリン月報』紙上ではメーザー、クラウアー、ピースター、ゲンツといった人々が人間の権利を統治に導入することの是非をめぐって論争を行っていたこと、(2)フランス革命、とくに1789年の人権宣言を背景に、抵抗権の是非についても議論があったことが重視される。以上の議論は賛成・反対を問わず幸福主義的観点からなされていたが、これに対しカントはアприオリな義務と権利(根源的契約という義務と人間の自由の権利)の観点から論陣を張った。

それではカントの描き出す義務・権利の理論とはどのようなものだったのか。続く第二章で分析されるのは、『法論』における外的(法的)自由の概念である。外的自由は「どんな行為でも、その行為が……すべての人の自由と普遍的法則にしたがって両立しうるなら、正しい」(90頁)という「法の普遍的原理」の下で、「唯一の生得的な権利、人間の権利」(99頁)である。外的自由は他者への強制を含むが(何人も私の権利を侵害してはならない)、まさにそうであるがゆえに、自由の権利は国家(共和制)を要求するのである。というのも自然状態においてはこの強制の正当性を判断し、不当行為を罰するような第三者が存在しないからである。「したがって、生得的自由権は規範的な国家体制として共和制が実現されることを要求する権利、共和制への権利であると言える。このように、カントにおいて生得的自由権はすでに政治的な権利を含意している」(101頁)。

「共和制への権利」が求める自然状態から法状態への移行は、さらに取得権の演繹を通じてアприオリな法義務であることが主張される。これを説明するのが第三章である。筆者はカントの取得権論を整理した後、その学説史上の新規性を確認する。やや教科書的な記述が続くが、筆者の言うカントの「批判哲学的な語彙」(11頁)がいかに従来の自然法学の語彙を踏襲しつつ革新したのかを明確にする上では、重要な章である。本書の課題であるカント政治哲学の政治性を明らかにするという観点からも、同様のことは言える。自然状態から市民状態への移行(私法から公法への移行)が経験的な社会契約なしに、法のアприオリな理論から要請されることが確認されるからである。

第四章の分析は、カントの共和制概念に当てられている。カントは〈理念の国家〉と〈現象の国家〉を区別しており、『法論』によれば前者の原理は第一に立法権・執行権(行政権)・裁判権の実

実践推論的關係が存在すること、第二に立法がアプリアリに正義であることである。第一の原理はさらに、三権の区別ならびに執行権・裁判権の立法権への従属を含意している。第二の原理においては、法が普遍的に結合された人民意志を表象(代表)していることが強調される。

筆者はカントの共和制論が、諸テキスト間で様々な表現が与えられていながらも一貫したものであったことを主張している。そのためこの第四章の前半では、『法論』以前のテキストでも右の二つの原理が明示的ではないが機能していた点について論証がなされている(後半では〈現象の国家〉について論じられているが、ここでは割愛する)。

第五章では再び同時代的文脈の中でカントの政治性が考察される。まず、カントによる〈執行する法論としての政治〉という概念は、伝統的自然法学からアッヘンヴァルやガルヴェに至る幸福主義的政治学に対して出されたものであった点が具体的に指摘される。このように同時代的思考を換骨奪胎する中で、カントは理論の実現へと至る道をつけたのであるが、それは「生得的自由権と〈理念の国家〉を中心とした法と国家の規範的理論が、政治によって執行-実践される」(291頁)という構想として結実したと筆者は述べる。

最後に第六章では、それではこの構想が18世紀末のプロイセンで実現可能だったのかどうかを検討される。ここで注目されるのは、カントは国家に対する暴力的手段による「抵抗」を否定したが、言論による「抗議」は否定していなかった点である(294頁)。筆者によれば、当時認められていた国家による私権侵害に対する(被侵害者の)抗議ではなく、公共体の不正に対する異議申し立てを重視した。それがカントの「言論の自由」論である。カントは言論が統治に影響を与えうることを理解していたため(それは第一章で確認された通りである)、「言論の自由」の保障はカントの構想を実現するための重要な条件であった。

特定の政治状況において、特定の政治的立場から発言することのみならず、あらゆる個別的立場を超えた立場を模索しそこから発言することもまた、政治的行為である。この意味で規範理論は政治的行為たりうる。著者がカントの政治哲学に「政治的な範例の一つ」を見いだすのは、一方でカントがアプリアリな理性法論を同時にその実現を義務とするものとして構築し、かつ最大の政治的効果を持つよう同時代の論争の中に投げ込んだというまさにこの点にあった。本書は現代におけるカント主義的な政治理論のあり方を実践という観点から示してくれた。『法論』研究の常として決して易しい本ではないが、非カント研究者にも広く読まれるべき著作であろう。